◎２号・３号認定に必要な証明書類

必要書類は事由によって異なります。保護者（父・母とも）の、保育を必要とする状況が確認できる書類の提出が必要です。

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況	認定期間	証明書類 保護者（父・母とも）の書類の提出が必要
就労	給料・賃金等を得て月６０時間以上就労している	最長で小学校就学の前まで	⑴**「就労証明書」**（発行日から3か月以内のもの） ※就労先が複数ある場合、それぞれの雇用主の証明が必要です。 ⑵**「就労形態別に必要な添付書類」**（裏面の添付書類一覧参照）
妊娠・出産	出産予定日６週間前（多胎妊娠の場合１４週間前）から、出産後８週間を経過するまでの期間にある	出産日から８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	**「妊娠・出産申立書」** ・母子健康手帳の表紙の写し（申立書に糊付け）
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害がある	最長で小学校就学の前まで	**下記のいずれか１点** ・医師の**「診断書」**（発行日から3か月以内のもの） ・障害者手帳または療育手帳の写し
介護・看護	原則、同居親族の介護または看護（長期入院している親族を含む。）を月６０時間以上行っている	最長で小学校就学の前まで	**「介護・看護申立書」** （スケジュール表の提出を依頼する場合があります。）と **下記のいずれか１点** ・医師の**「診断書」**（発行日から3か月以内のもの） ・障害者手帳または療育手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し（要介護認定の記載のあるもの）
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害により、その復旧にあたっている	最長で小学校就学の前まで	内容がわかる書類
求職活動	就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を行っている	認定開始日からかぞえて２か月目の末日まで	**「求職活動（起業準備）申立書」**
就学	学校教育法に基づく大学等又は職業能力開発施設における職業訓練に月６０時間以上就学している	保護者の卒業予定日が属する月の月末まで	**「在学証明書」** （就学期間及び授業カリキュラムがわかるもの）
育児休業	認定を受ける児童の弟妹の育児休業を取得している	育児休業期間終了日が属する月の末日まで	**「就労証明書」**（発行日から3か月以内のもの）
虐待・ＤＶの他、市が認める場合			内容がわかる書類

◎就労形態別に必要な添付書類一覧

就労の実態を適正に把握するため、「就労証明書」に加えて以下の添付書類をご提出ください。

<table>
<tr><th colspan="3">就労形態</th><th>添付書類</th></tr>
<tr><td colspan="3">被雇用者（雇用予定を含む）
（正社員、パート・アルバイト、
派遣社員、会計年度任用職員等）</td><td>なし
※親族が経営する法人等に雇用されている場合、直近の「源泉徴収票」の写しの添付（就労予定の場合、雇用通知書や労働条件通知書の写し）が必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自営経営・業務委託</td><td rowspan="2">個人事業主</td><td>確定申告 済</td><td>直近の「確定申告書 第一表と第二表控」の写し</td></tr>
<tr><td>確定申告 未済</td><td>「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しまたは
「営業証明書」等の公的証明（初年度のみ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人役員</td><td>年末調整 済</td><td>直近の「源泉徴収票」の写し</td></tr>
<tr><td>年末調整 未済</td><td>「法人登記事項証明書」の写しまたは「登記簿謄本（抄本）」の写し等の公的証明（初年度のみ）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自営協力</td><td rowspan="2">事業専従者</td><td>確定申告 済</td><td>直近の事業主の「確定申告書 第一表と第二表控」の写し（第二表に事業専従者の氏名・給与額等が記載されているもの）</td></tr>
<tr><td>確定申告 未済</td><td>「事業専従者給与に関する届出書」の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業専従者以外</td><td>確定申告 済</td><td>直近の事業主の「青色申告決算書」または「（白色申告）収支内訳書」の写し（給料賃金の内訳欄に協力者の給料額等が記載されているもの）</td></tr>
<tr><td>確定申告 未済</td><td>直近３か月分の給料明細または給料振込口座通帳の写し（会社名の記載があるもの）</td></tr>
<tr><td colspan="3">内職</td><td>内職の作業内容と収入がわかる資料の写し
（発注書・納品書、給与明細等）</td></tr>
</table>

※事業専従者以外の自営協力者は、事業主の「青色申告決算書」または「（白色申告）収支内訳書」に給料賃金の支払対象者として記載される場合のみ、就労事由とみなします。

必要に応じて、勤務先等への就労確認や実態調査を行います。また、「就労証明書」等の押印は省略することができますが、「就労証明書」等を偽造、変造（無断作成、改変）した場合は有印私文書偽造罪等に該当する可能性があります。